
公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月4日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第7号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ア中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

別記様式第4号（裏面）中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。